

低解約返戻金型 平準定期保険(障害介護型) **無配当**



特長

死亡保障に加え、特定障害状態・要介護状態にも備えます。

一定期間において次のいずれかに該当した場合、保険金をお支払いします。

- 死亡されたとき
- 高度障害状態または特定障害状態(身体障害者手帳3級以上)になられたとき
- 公的介護保険制度で「要介護2以上」と認定されたときなど

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

解約返戻金を抑制しています。

契約日から4年間で低解約返戻金期間として、解約返戻金額を低く設定しています。低解約返戻金期間中は、保険料を払い込まれた年月数に応じた解約返戻金に下記の低解約返戻金割合を乗じた額に抑制されます。

第1保険年度: 75%、第2保険年度: 80%
第3保険年度: 85%、第4保険年度: 90%

保険料の高額割引制度があります。

保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

契約者貸付をご利用いただけます。

残りの保険期間が10年以上あれば、解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

他の保険種類に変換できます。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者: 40歳
- 保険金額: 2億円
- 保険期間: 72歳満了
- 保険料払込期間: 72歳まで
- 個別扱月払保険料
男性: 157,800円 女性: 101,400円



保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
障害保険金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態になったとき ● 所定の高度障害状態 ● 次の①および②をともに満たす所定の特定障害状態 ① 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと ② ①で定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと	被保険者 (保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
介護保険金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態になったとき ● 満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが医師によって診断確定されたこと ① 所定の要介護状態に該当したこと ② 所定の要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること ● 公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと	

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

ご契約に際して

契約年齢の範囲

◆5歳～85歳

●契約年齢によって保険期間や保険料払込期間は異なります。

取扱保険金額

◆500万円～2億円

保険料払込方法

◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えします。

●あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

払済終身保険への変更

◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険金の種類を同一とする払済終身保険に変更できます。

◆変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めめます。その場合は、変更時の保険金額が上限となります。

延長保険への変更

◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険金の種類を同一とする保険料払込済の定期保険に変更できます。

◆変更後の保険期間は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めめます。なお、保険金額は変更時と同額です。

年金でのお受け取り

◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

保険種類の変換

◆所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。低解約返戻金型平準定期保険(障害介護型)は、延長保険に変更後であっても全部変換を取り扱います。

●ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時(更新されるご契約の場合は、更新可能な保険期間満了時)の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。

●変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限ります。

●変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。

●変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

お支払い事由の変更

◆身体障害者福祉法(身体障害者福祉法施行令および身体障害者福祉法施行規則等を含む)および公的介護保険制度の改正が行われ、その改正がこの保険のお支払い事由に影響をおよぼす場合、お支払い事由を変更することがあります。

付加できる特約

リビング・ニーズ特約(04)

5年ごと利差配当付年金支払特約

●特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

保険料の税務取扱

ご契約者…法人 被保険者…役員・従業員 死亡保険金受取人…法人

※下記の取扱は保険期間と保険料払込期間が同じ場合となります。

タイプ	最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上割合	取崩期間の経理処理
1	50%以下		(損金算入)	
2	50%超 70%以下*1	保険期間の40/100相当期間を経過するまで	4/10資産計上 (6/10損金算入)	保険期間の75/100相当期間経過後からそれまでに資産計上した前払保険料を取り崩して損金算入(資産計上期間経過後の保険料は損金算入)
3	70%超 85%以下		6/10資産計上 (4/10損金算入)	
4	85%超	最高解約返戻率となる期間が終了するまで*2*3	1～10年目 支払保険料×最高解約返戻率×9/10*4 (残額を損金算入)	解約返戻金相当額が最高額となる期間経過後*5からそれまでに資産計上した前払保険料を取り崩して損金算入(資産計上期間経過後の保険料は損金算入)
			11年目以降 支払保険料×最高解約返戻率×7/10*4 (残額を損金算入)	

*1 被保険者1人につき、年換算保険料相当額(契約が2以上ある場合、他の定期保険等との合計額)が30万円以下のものは対象外(損金算入)です。

*2 最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、「(当年度の解約返戻金相当額-前年度の解約返戻金相当額)÷年換算保険料相当額>70/100」となる期間がある場合には、その超えることとなる最も遅い期間までが資産計上期間となります。

*3 資産計上期間が5年未満の場合は、保険期間の最初の5年まで。

*4 当期分支払保険料の額を限度とします。

*5 資産計上期間が5年未満の場合は、資産計上期間経過後。

●最高解約返戻率等、経理処理に必要な情報については「ご提案設計書」等をご参照ください。

●上記は経理処理の概要を説明しています。詳細につきましては、当社パンフレット「法人契約 経理と税務のご案内」をご参照ください。個別の取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

●ご検討の際には「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務取扱の留意事項を必ずご確認ください。

●上記は2019年7月現在の税制によるものです。当該税制は保険期間中に変更されることがありますので、ご注意ください。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。